



2 教高第 100 号  
令和 2 年 4 月 9 日

県立学校長 様

愛媛県教育委員会教育長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る児童生徒等への適切な対応について (通知)

各県立学校におかれては、児童生徒等の生命と健康を守る観点から新型コロナウイルス感染症対策に鋭意取り組んでいただいているところです。

そのような中、この度、県立学校において、保護者が仕事のために感染拡大地域を歩き来していることのみをもって、生徒の自宅待機を勧めるという事案が発生しました。これまでも通知してきたとおり※1、自宅待機を要請するのは、児童生徒に発熱や咳等の健康不良が認められる場合や、感染者の濃厚接触者※2に特定された場合であり、今回のような事案については、より慎重な対応が求められるものと考えます。

については、貴校におかれても、新型コロナウイルス感染症についての正確な理解に基づく適切な対応をしていただくようお願いします。

※1 これまでの通知

【令和 2 年 3 月 24 日付け元教高第 1767-3 号】

○「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(文部科学省)

1 (2) 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 19 条に基づく出席停止の措置を取ること。

(中略) また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

【令和 2 年 3 月 27 日付け元教高第 1767-4 号】

2 幼児児童生徒について

首都圏又は関西圏などから入学又は転・編入学してくる幼児児童生徒については、体調に問題がない場合、他の幼児児童生徒と同様に、毎朝の検温等の確認をした上で、登校を受け入れることとする。

なお、転入等してきたことにより、幼児児童生徒やその家族に偏見の目が向けられ、いじめを引き起こすことのないよう、人権上の配慮に努めること。

【令和2年3月27日付け校務系メッセージ送付文】

- 幼児児童生徒について、保護者からの要請や本人の不安感、体調不良等により、欠席の申し出があった場合には、これを認めるとともに、欠席の扱いをせず、出席停止として扱うこと。

【令和2年4月1日付け2教高第3号】

- 1 第1767-3号で送付した「春季休業後の学校再開について」に、次の2点を追加する。

(1) 2(3)に次のイの事項を追加

イ 令和2年2月19日付け元教保第605号で通知したとおり、幼児児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。その場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこと。

また、このことについて、幼児児童生徒及び保護者等にも、必要に応じて周知すること。

※2 濃厚接触者の定義(国立感染症研究所感染症疫学センターによる)

患者が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れること、または対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防無しで患者と接触があった者(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断)

【本件問合せ先】

愛媛県教育委員会高校教育課

主幹 中島 康史

TEL (089) 912-1000 内線 4860

E-mail nakajima-yasushi@pref.ehime.lg.jp